

# 大綱における記載の概要

## 1. 死亡保険金の相続税非課税限度額について

◎死亡保険金に係る非課税枠について、「500万円に、法定相続人（未成年者、障がい者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る）の数を乗じた金額」とする。（下記図参照）

◎平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

## 2. 特別法人税について

◎退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

## 3. 適格退職年金契約の既受給者に対する税制措置の継続について 検討事項

◎事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずる。

## 4. 生命保険料控除について 検討事項（地方税）

◎生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討する。

### <死亡保険金に係る相続税非課税限度>

